

利用料金の上限額

1 駐車場利用料金

施設名	車両の種類		
	原動機付自転車 及び二輪自動車	普通自動車	大型自動車
臨港道路附 属駐車場	(港湾施設利用者) 1時間につき150円。た だし、1回の駐車時 間が2時間を超える ときは、1回につき410 円とする。	(港湾施設利用者) 1時間につき300円。た だし、1回の駐車時 間が2時間を超える ときは、1回につき830円と する。	(港湾施設利用者) 1時間につき620円。た だし、1回の駐車時 間が2時間を超える ときは、1回につき1,670円 とする。
	(その他の者) 1時間につき150円。た だし、1回の駐車時 間が4時間を超える ときは、1回につき750円と する。	(その他の者) 1時間につき300円。た だし、1回の駐車時 間が4時間を超える ときは、1回につき1,500円 とする。	(その他の者) 1時間につき620円。た だし、1回の駐車時 間が4時間を超える ときは、1回につき3,100円 とする。

- 備考 1 車両及びその附帯器具の保管料は、含まない。  
 2 1回とは、一の利用日における継続的な利用をいう。  
 3 港湾施設利用者とは、条例第4条第1項第1号に掲げる施設（臨港道路附属駐車場を除く。）の利用について、同項の規定により知事又は指定管理者の承認を受けた者（条例第6条第2項及び第3項の規定により知事又は指定管理者の承認を要しない者を含む。）で、当該承認を受けた施設を利用するために駐車場を利用するものをいう。  
 4 普通自動車とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（同法第3条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪の小型自動車及び軽自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。以下、この表において同じ。）でその附帯器具を含めた高さが2.5メートル未満のものをいい、大型自動車とは、同項に規定する自動車でその附帯器具を含めた高さが2.5メートル以上のものをいう。

2 クレーン利用料金

施設名	種別	利用料金	
固定式荷役機械	3トン	1月未満の係留施設の利用 の承認を受けたもの	1回につき2,830円
		1月以上の係留施設の利用 の承認を受けたもの及び1 月未満の船舶保管地の利用 の承認を受けたもの	1回につき1,760円
	20トン	1月未満の係留施設の利用 の承認を受けたもの	1回につき5,300円
		1月以上の係留施設の利用 の承認を受けたもの及び1 月未満の船舶保管地の利用 の承認を受けたもの	1回につき3,320円

- 備考 1月以上の船舶保管地の利用の承認を受けている者が、その承認に係る船舶のために利用する場合は、クレーン利用料金は徴収しない。

### 3 会議室利用料金

施設名	区分		利用料（1時間あたり）	
			午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
港湾管理 事務所	ミーティングルーム A	全室	1,160円	1,280円
		ミーティングルーム A 1	730円	810円
		ミーティングルーム A 2	430円	470円
	ミーティングルームB		430円	470円
	ミーティングルームF		160円	180円
	大会運営室	全部を使用する場合	3,350円	3,690円
		2分の1を使用する 場合	1,680円	1,850円
		3分の1を使用する 場合	1,120円	1,230円
		4分の1を使用する 場合	840円	930円
	メモリアルルーム		310円	340円

### 4 シャワー室利用料金

施設名	種別	単位	利用料
港湾管理事務所	シャワー設備	1回	220円

### 5 船具ロッカー利用料金

施設名	種別	利用料金	
港湾管理事務所	大型	1年につき	15,600円
		1日につき	510円
	中型	1年につき	10,360円
		1日につき	300円
	小型	1年につき	5,230円
		1日につき	200円

備考 通年・1日のロッカー数の配分は、指定管理者が変更することができる。